

規 則

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦㊧」を「㊦㊧」に改め、「㊨」を削る。

様式第三号を次のように改める。

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則様式第三号による身分証明書は、改正後の埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則様式第三号による身分証明書とみなす。